

投資信託に関してご留意いただきたい事項

- 投資信託は、貯金等ではありません。
- 投資信託は預金保険・貯金保険の対象ではありません。
- J Aバンク*が取り扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- J Aバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。
- 投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・R E I T等の値動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。詳しくは、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。
- 投資信託の運用による利益および損失は、投資信託の購入者に帰属します。
- 一部の投資信託には、特定日にしか換金できないものがあります。
- 投資信託の購入から換金・償還までの間に、直接または間接的にご負担いただく代表的な費用等には以下のものがあります。なお、これらの手数料等はファンド・購入金額等により異なるため、具体的な金額・計算方法を記載することができません。各投資信託の手数料等の詳細は契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）でご確認ください。
 - ・購 入 時：購入時手数料がかかるファンドがあります。
 - ・運用期間中：運用管理費用（信託報酬・管理報酬等）が日々信託財産から差し引かれます。
 - ・換 金 時：信託財産留保額がかかるファンドがあります。また、外貨に両替して購入・換金するファンドには、上記の各種手数料等とは別に為替手数料がかかります。
- お申込みにあたっては、契約締結前交付書面、投資信託説明書（交付目論見書）を十分お読みいただき、内容をご確認のうえ、ご自身でご判断ください。

*お客さまと取引のある農業協同組合および当該農業協同組合が所在する都道府県の信用農業協同組合連合会ならびに農林中央金庫を含めてJ Aバンク会員といたします。

鹿児島いずみ農業協同組合 登録金融機関 九州財務局長（登金）第78号



【出水事業所】 ☎62-1531
【米ノ津事業所】 ☎67-2025
【高尾野事業所】 ☎82-1131
【江内事業所】 ☎85-5111
【野田事業所】 ☎84-2411

【阿久根事業所】 ☎72-1111
【三笠事業所】 ☎75-2111
【東事業所】 ☎86-1211
【長島事業所】 ☎88-5555